

テーマ②【57】時間外勤務の縮減

◎時間外勤務縮減の取組（環境局）

1 時間外勤務の実績

- ・平成 28 年度は目標達成
目標 26,254 時間に対して、実績 24,514 時間
- ・平成 29 年度も順調であり目標を達成する見込み
目標 24,600 時間に対して、見込み時間 24,272 時間

2 時間外勤務縮減の取り組み

(1) 時間外勤務縮減に向けたリーダーシップの発揮

①局長が実施宣言（目標達成に向けた取り組み）

- ・局内会議において、局長が目標達成に向けて取り組むことを宣言し、部長へ取りまとめを指示。
- ・各課において、これまでの時間外勤務をゼロベースで精査し、縮減の創意工夫を指示。
- ・各課へ目標時間を提示し、当該年度の予定時間の見積もりと内訳を提出依頼。

②事前命令（確認）、週休日勤務の振替の徹底

- ・時間外勤務の申請においては、所属長が不要不急ではないか、内容をチェックし、口頭で確認するよう指示。
- ・週休日勤務の振替は、必ず実施するよう指示。

(2) 徹底した見直し

①各課ヒアリングを実施（チェック、見直しを指示）

- ・部長が各課長とヒアリングを実施
- ・内容をチェックし、改めるべき時間外勤務は、見直しを指示。

- ・見直しを指示した部署は、再ヒアリングを実施。
- ・部長が承認するまでヒアリングを継続。

②全体調整を実施

- ・新たな業務等による時間外勤務の増加を局全体でカバーするため、目標達成の部署においても更なる縮減を要請。
- ・全体の時間数が目標に達するまで調整を実施。

(3) 定例チェック

①定例的な評価

- ・毎月の実績は、各部署で計画値と比較。
- ・実績と計画値に乖離がある場合は、部長へ報告。
- ・全体チェックは、9月末と12月末で実施。

②計画の修正

- ・計画の変更が必要な場合は、部長が部内で調整を実施。
- ・部内での調整が困難な場合は、両部長が局内調整を実施。

③評価

- ・局長は、全体チェックの時期に評価を実施。
- ・局内会議では、時間外勤務の管理に万全を期すよう指示。

(4) 更なる削減に向けて

①業務の見直し

- ・業務の縮小、スクラップの検討
- ・業務手法の見直し
- ・個人のスキルアップ
- ・慣行の更なる見直し

②意識改革の醸成

- ・管理職が先頭に立って、社会情勢を踏まえた働き方改革の推進。
- ・職員全体で問題意識を持ち、意識改革の醸成を図る。